



長野労働局発表（05-07）  
令和5年5月30日

担 当	長野労働局労働基準部
	健康安全課長 徳永 和成
	健康安全課長補佐 矢島 一男 TEL 026-223-0554

## 令和5年度「全国安全週間」の実施について ～ 労働災害防止のために職場を総点検しましょう ～

令和5年度「全国安全週間※」が、

「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」

のローガンの下、6月1日～30日を準備期間、7月1日～7日を本週間として実施されます。

長野労働局（局長 久富 康生）では、令和5年度「全国安全週間」の準備期間及び本週間に、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、関係機関とも連携し、周知広報や事業場への指導援助に取り組みます。

また、今年度からスタートした「長野県における第14次労働災害防止推進計画」に基づき、「転倒」災害や「動作の反動、無理な動作」といった労働者の作業行動に起因する災害対策の徹底や高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（「エイジフレンドリーガイドライン」）に基づく高齢者の労働災害防止対策を一層推進します。

なお、全国安全週間に向けて、6月21日には、令和4年における業種別の死亡労働災害のワーストであった建設業について、局長による建設現場安全パトロールを行います。詳細については、後日改めて発表します。

※全国安全週間：「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、昭和3年から一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎えるもの。

### < 事業場における取組のポイント >

- 1 準備期間及び本週間中の主な取組事項
  - ① 経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思統一と安全意識の高揚
  - ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
  - ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講習会の開催、安全関係資料の配布のほか、ホームページ等を通じた自社の安全活動の社会への発信
  - ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
  - ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
  - ⑥ 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

## 2 主な具体的取組事項

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒災害及び腰痛予防対策）防止対策の徹底（資料3の転倒災害防止対策関係リーフレット等の活用）
- ② 高年齢労働者の労働災害防止対策の徹底（資料4のパンフレット等の活用）
- ② 熱中症予防対策の徹底（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）（資料5のリーフレットの活用）

### 【添付資料】

資料1 令和5年度 全国安全週間実施要綱

資料2 長野県における第14次労働災害防止推進計画（リーフレット）

資料3 転倒災害防止対策関係リーフレット（労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう）

資料4 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（パンフレット）

資料5 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（リーフレット）

資料6 令和4年労働災害発生状況

## 令和 5 年度全国安全週間実施要綱

## 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 96 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和 4 年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業 4 日以上之死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年 3 月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和 5 年度においては、労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和 5 年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

## 2 期 間

7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

## 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

## 6 実施者

各事業場

## 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。

- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

## 10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

### (1) 安全衛生活動の推進

安全衛生管理体制の確立

ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

自主的な安全衛生活動の促進

ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

## リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

## その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

## (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

### 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

### 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- エ トラックの逸走防止措置の実施
- オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

### 建設業における労働災害防止対策

#### ア 一般的事項

- (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

#### イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

### 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

### 林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

### (3) 業種横断的な労働災害防止対策

#### 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
  - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
  - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
  - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
  - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
  - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
  - イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
  - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

#### 交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

#### 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
  - イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
  - ウ 事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立、発症時・緊急時の措置の確認、周知
- 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- イ その他請負人等が上記10(1)～10(3)に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

～誰もが安全で健康に働くことができる職場を実現するために～

1日も早く労災による死亡者を、悲しみをゼロにし、働く人一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、本計画を策定

## 重点事項ごとの具体的取組

計画期間：2023年度から2027年度までの5か年

事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」（【 】で記載）と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」を定め、実施状況を確認等しつつ計画を推進

### 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備  
 災害情報の分析機能の強化や分析結果の効果的な周知  
 労働安全衛生におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

### 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

STOP！転倒災害プロジェクトの展開等【転倒災害防止対策実施事業場割合 30%以上増】  
 （対象業種）小売業、社会福祉施設、飲食店、旅館業、ビルメンテナンス業、食品品製造業  
 非正規雇用労働者を含む全ての労働者について、2024年4月施行の改正労働安全衛生規則に対応した雇入時や作業内容変更時の事業者による安全衛生教育を徹底  
 介護作業等のノーリフトケア導入推進【導入施設 50施設以上増】  
 冬季特有の労働災害防止対策の推進【対策実施事業場割合 10%以上増】

[アウトカム]



増加が見込まれる60歳以上の転倒の死傷年千人率 増加に歯止め  
 転倒による平均休業見込日数 35日以下  
 増加が見込まれる社会福祉施設の死傷者数 前期5か年比 +140人以内に抑制

### 3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

・高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進【ガイドラインの認知度と取組状況を向上】

[アウトカム]



増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率 増加に歯止め

### 4 多様な働き方等に対応した労働災害防止対策の推進

テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインに基づく取組を推進  
 外国人労働者に対し母国語マニュアル等による安全衛生教育や健康管理を推進  
 【母国語教材や視聴覚教材などで安全衛生教育を行う事業場割合 10%以上増加】  
 労働者ではない働く者について法令に基づく安全衛生対策を徹底  
 障害者の障害の種類や程度に応じた安全衛生対策を推進

[アウトカム]



外国人労働者の死傷年千人率 10%以上減少



## 5 業種別の労働災害防止対策の推進

**陸上貨物運送事業対策**（墜落・転落を重点とし、荷役作業時の5大災害防止をはじめ「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を推進）【荷主、配送先、元請事業者等による関係措置の実施割合 10%以上増 等】

**建設業対策**（労使による基本的な安全措置の徹底、リスクアセスメントに基づく取組の推進）【工事計画・設計段階での実施事業場割合 10%以上増 等】

**製造業対策**（労使による動力機械の災害防止3原則の徹底、リスクアセスメントに基づく取組の推進）【実施事業場割合 10%以上増】

**林業対策**（長野局伐木作業チェックリスト等活用し、伐木等作業の安全ガイドラインの措置を推進）【裂け上がり防止措置 実施事業場割合 30%以上増】

**その他の業種対策**（飲食店、旅館業、スキー場、農業、ビルメンテナンス業等）

[アウトカム]



陸上貨物運送事業 死傷者数 5%以上減少  
建設業 死亡者数 前期5か年比15%以上減少  
製造業 動力機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害 5%以上減少  
林業 死亡者数 0人

## 6 労働者の健康確保対策の推進

**メンタルヘルス対策**（小規模事業場を含むメンタルヘルス対策の一層の推進）

【50人未満事業場 対策に取り組む割合<sup>注1</sup> 10%以上増加】

【50人以上事業場 対策に積極的な割合<sup>注2</sup> 5%以上増加】

**過重労働対策**

- ・健康診断後の医師からの意見聴取実施の徹底
- ・年次有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度導入など労働時間等設定改善

**産業保健活動の推進**（THP指針、治療と仕事の両立支援を含む）

- ・長野産業保健総合支援センター活用促進【センターの認知度 90%以上】

[アウトカム]



勤務問題の悩みが相談できていると感じる人の割合 増加 等

## 7 化学物質等による健康障害防止対策の推進

**化学物質対策**（リスクアセスメントに基づく措置）【実施事業場割合 20%以上増加】

**石綿、粉じん対策**

- ・石綿事前調査の適切な実施を徹底するため、店社や現場への立入強化
- ・第10次粉じん障害防止対策の推進（呼吸用保護具の使用の徹底や適正な使用の推進等）

**熱中症、騒音対策**【暑さ指数把握の建設業の事業場割合 増加】

- ・熱中症による死亡者の撲滅、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく措置の推進

**電離放射線対策**（改正電離則に基づく医療従事者の被ばく線量管理等）

[アウトカム]



化学物質災害 前期5か年比 5%以上減  
増加が見込まれる熱中症死傷者数の増加数 前期5か年増加数より抑える

石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することを重点としたところ、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはしない。

（注1,2）注1については以下の～のうち1項目以上、注2は以下の～のうち4項目以上に取り組む事業場を指す（第13次計画までと同じ）。

衛生委員会等での調査審議、心の健康づくり計画の策定、事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任、労働者への教育研修の実施、管理監督者への教育研修の実施、労働者からの相談体制の整備、職場復帰支援体制の整備、ストレスチェックの実施

本リーフレットの  
掲載ページ



厚生労働省

長野労働局

（2023.3）

# 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)  
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 ( )
-  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)  
➢ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
-  通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)  
➢ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
-  作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)  
➢ 適切な通路の設定  
➢ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
-  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)  
➢ 設備、什器等の角の「見える化」
-  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)  
引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
➢ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

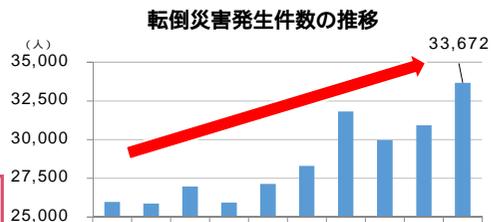
-  凍結した通路等で滑って転倒 (25%)  
➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する ( )
-  作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)  
➢ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)
-  水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)  
➢ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）  
➢ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 ( )  
➢ 隣接エリアまで濡れないよう処置
-  雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)  
➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

( ) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率 1/2、上限100万円）を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます



# 転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



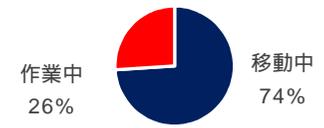
## 転倒による怪我の態様

- **骨折 (約70%)**
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 など

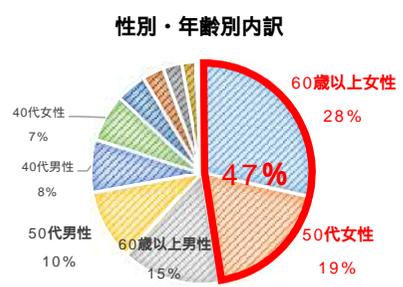
転倒災害による平均休業日数（労働者死傷病報告による休業見込日数）

**47日**

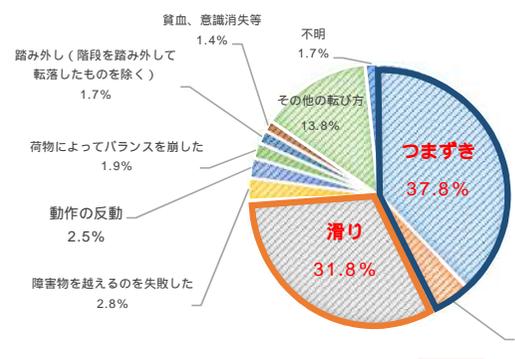
転倒したのは・・・



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません



## 転倒時の類型



- < その他の転び方 >
- 他人とぶつかった・ぶつかられた
  - 台車の操作を失敗した
  - 他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
  - 服が引っかかった
  - 坂道等でバランスを崩した
  - 立ち上がったときにバランスを崩した
  - 靴紐を踏んだ
  - 風でバランスを崩した

## 主な原因と対策

## 転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも  
「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）

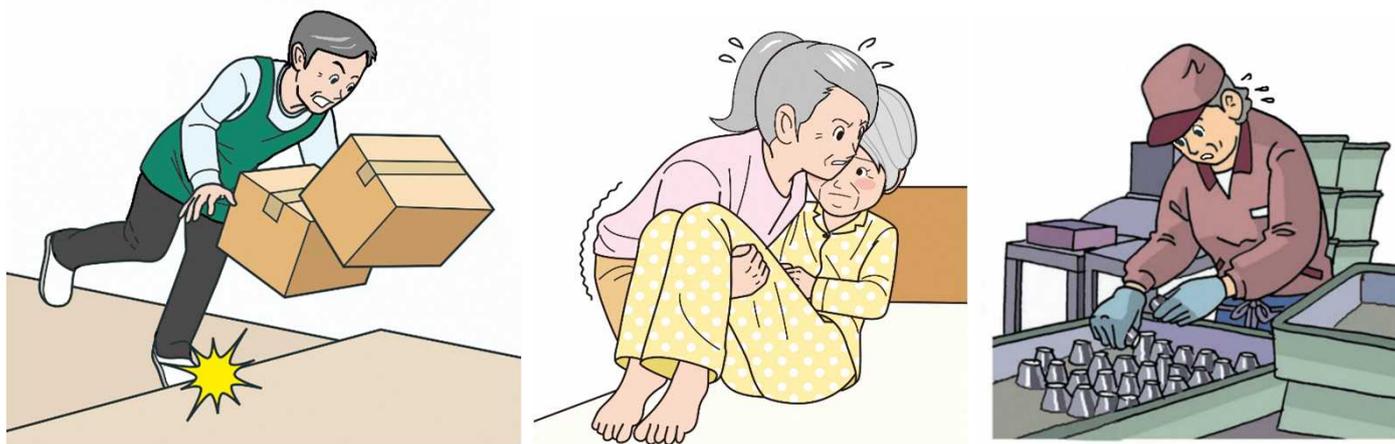


# エイジフレンドリーガイドライン

## (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

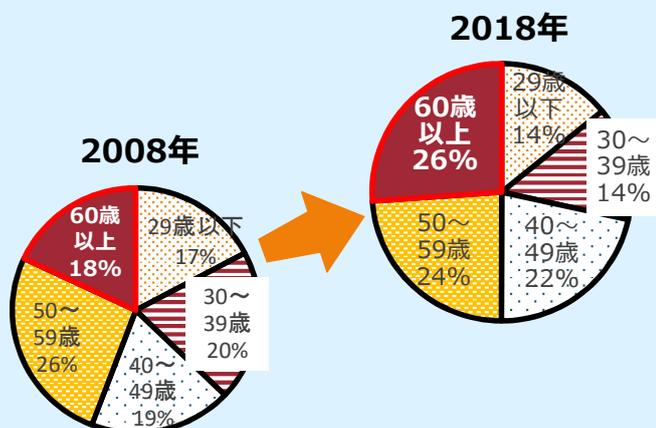
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

### <年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

### <年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



### <年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

# ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

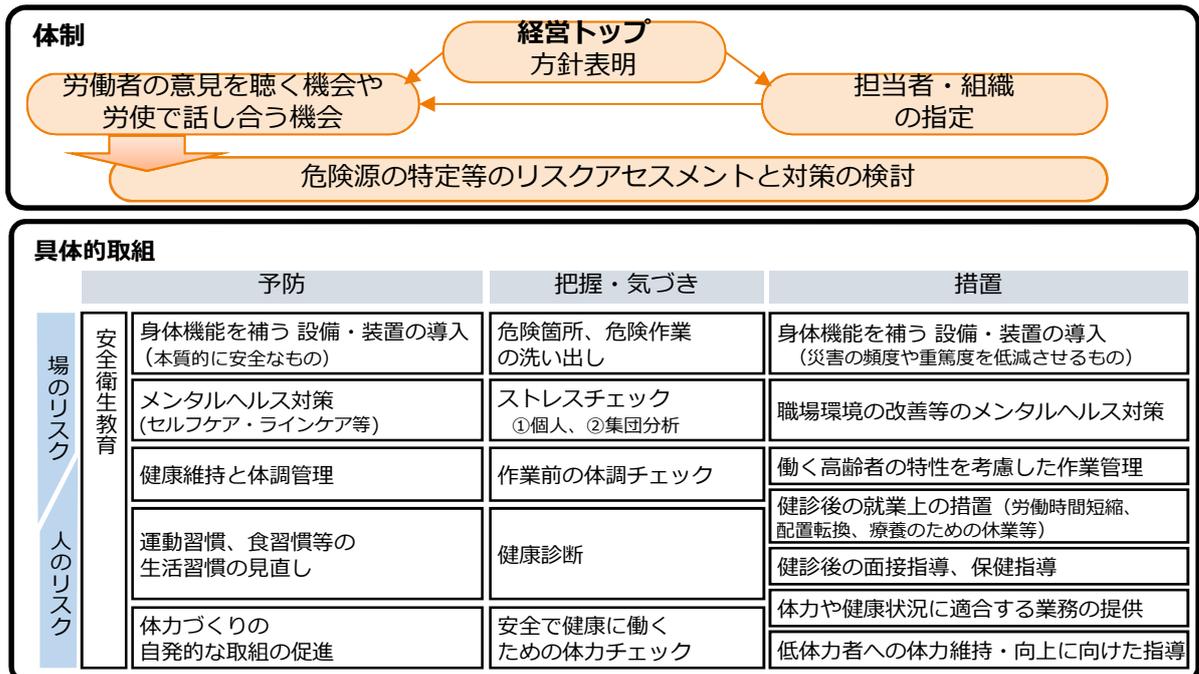
令和2年3月16日付け基安発0316第1号  
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



## 事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



## 1 安全衛生管理体制の確立

### ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



#### ※考慮事項※

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

### イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

#### ※考慮事項※

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



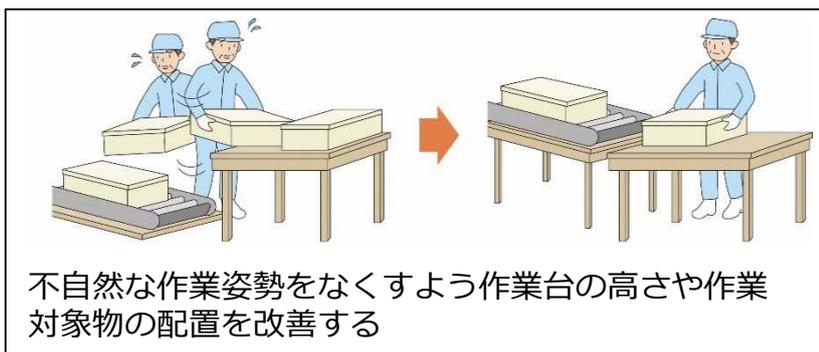
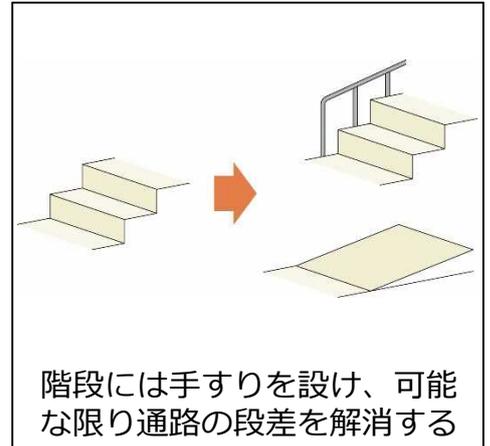
# ガイドラインの概要

## 2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

### ↓対策の例↓



### その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

## ガイドラインの概要

### (2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・ 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

#### ▼対策の例▼

##### <共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）

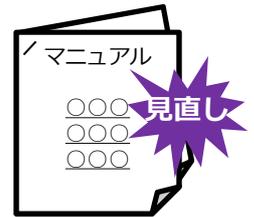
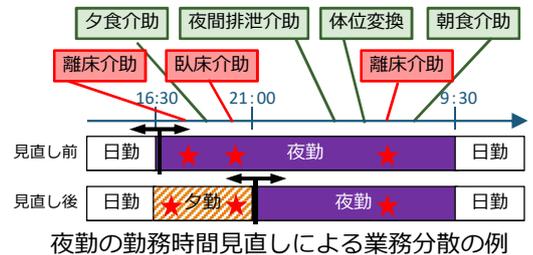
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

##### <暑熱な環境への対応>

- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

##### <情報機器作業への対応>

- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



## 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

### (1) 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・ その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

#### ▼取組の例▼

- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



# ガイドラインの概要

## (2) 体力の状況の把握

- ・ 高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・ 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

### ▼対策の例▼

- ・ 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・ 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・ 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

### ✿考慮事項✿

- ・ 体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

転倒等リスク評価セルフチェック票

## 体力チェックの一例 詳しい内容は→



**I 身体機能計測結果**

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）  
あなたの結果は  cm /  cm (身長) =    
下の評価表に当てはめると → 評価

評価数	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~

② 座位ステップテスト（敏捷性）  
あなたの結果は  回 / 20秒   
下の評価表に当てはめると → 評価

評価数	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	~29 ~43	44 ~47	48~

③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）  
あなたの結果は  cm   
下の評価表に当てはめると → 評価

評価数	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

④ 開眼片足立ち（静的バランス）  
あなたの結果は  秒   
下の評価表に当てはめると → 評価

評価数	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~

⑤ 閉眼片足立ち（静的バランス）  
あなたの結果は  秒   
下の評価表に当てはめると → 評価

評価数	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~

身体機能計測の評価数字をⅢのリーダーチャートに黒字で記入

**II 質問票（身体的特性）**

質問内容	あなたの回答NOは	合計	評価	評価
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつかるようなことが多ありますか	<input type="text"/>	点	点	① 歩行能力(筋力)
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか	<input type="text"/>			② 敏捷性
3. 突発的な事象に対する体の反応は早早い方だと思いますか	<input type="text"/>	点	点	③ 動的(リス) ス
4. 歩行中、小さく段差に足を引っ掛けるとき、すぐに足を止めることができますか	<input type="text"/>			④ 静的(リス) ス(開眼)
5. 片足で立ったまま膝下を蹴ることができませんか	<input type="text"/>	点	点	⑤ 静的(リス) ス(閉眼)
6. 一直線に引いたラインの上を、連続歩行で簡単に歩かずに歩かざるを得ないと思いますか	<input type="text"/>			⑥ 動的(リス) ス(閉眼)
7. 靴を履いて片足でどのくらい立つ自信がありますか	<input type="text"/>	点	点	⑦ 歩行能力(筋力)
8. 電車に乗って、つり革にかまらずどのくらい立つことができますか	<input type="text"/>			⑧ 静的(リス) ス(開眼)
9. 靴を履いて片足でどのくらい立つ自信がありますか	<input type="text"/>	点	点	⑨ 敏捷性
				⑩ 動的(リス) ス(閉眼)

合計点数 評価表

2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

それそれぞれの評価結果をⅢのリーダーチャートに赤字で記入

**III レーダーチャート**

評価結果を転記し線で結びます  
(Iの身体機能計測結果を黒字、IIの質問票（身体的特性）は赤字で記入)

## (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

# ガイドラインの概要

## 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置  
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



### ※考慮事項※

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供  
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

### ※考慮事項※

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置  
・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます  
・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます  
・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

### ▼対策の例▼

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます  
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材  
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）

他



## 5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育  
・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します  
・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

### ※考慮事項※

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育  
・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

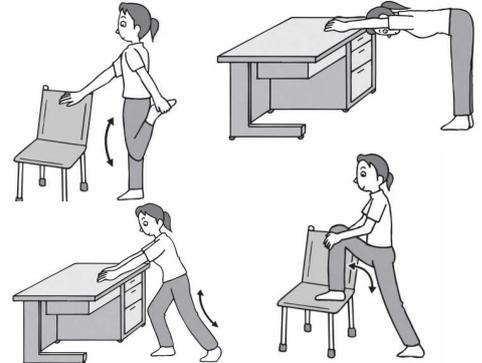
# ガイドラインの概要

## 労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し**、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例  
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

## 好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

### ■ 厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

### ■ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html>



## 国による支援等（令和4年度）

### エイジフレンドリー補助金 申請受付期間（令和4年5月11日～10月末）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。ぜひご活用ください

**対象者** 60歳以上の高齢労働者を常時1名以上雇用する中小企業事業者

**補助額** 補助率2分の1、上限100万円

**対象経費** 高齢労働者の労働災害防止のための措置に関する経費

- 事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定します  
(全ての申請者に交付されるものではありません)
- 交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中でも受付を締め切ります

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。



## 高齢労働者安全衛生対策機器実証事業

安全衛生対策を実証しその結果をまとめていますので、今後の安全衛生対策にぜひご活用ください。

### ■ 腰痛リスク低減対策（5件）



### ■ 安全表示に関する取り組み



### ■ 転倒防止に関する取り組み（2件）



※令和2年度の実証内容等の実証事業の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。



高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

## 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

### 現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は  
**無料**です！



### 結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366 (製造業等関係)
- 03-3453-0464 (建設業関係)
- 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
- 03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
- 03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

## 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

**有料**

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について  
**65歳超雇用推進プランナー**  
**高齢者雇用アドバイザー**にご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

### 65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント
- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- 学識経験者
- など



### 相談・助言

**無料**

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

機構HPはこちら



○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.go.jp>) からご覧いただけます。  
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.go.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は  
[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています



(R4. 7)

# STOP！熱中症

## クールワークキャンペーン

7～8月は重点取組期間

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。

長野県内でも、昨年、熱中症の疑いにより1人が亡くなり、10人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター  
チュウイカン吉

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組



キャンペーン  
実施要項



ポータル  
サイト



長野局HP  
熱中症  
予防対策

### 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう



労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

# キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
服装	準備期間に検討した服装を着用
作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 新規入職者や休み明け労働者に注意
水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 糖尿病、 高血圧症、 心疾患、 腎不全、 精神・神経 関係の疾患、 広範囲の皮膚疾患、 感冒、 下痢
日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症 の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者 お互いの健康状態を留意するよう指導
異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、 病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 一人きりにしない



# 長野局における重点取組期間（7月～8月）にすべきこと

暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加  
暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底  
水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底  
作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加  
熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施  
**体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**



## 令和4年 労働災害発生状況 (令和5年1月末とりまとめ)

長野労働局

区 分	業 種	休業4日以上之死傷災害					死亡災害				
		令和2年	令和3年	令和4年	対前年増減		令和4年 構成比(%)	令和2年	令和3年	令和4年	対前年 増減件数
					件数	増減率(%)					
製 造 業	食 料 品 製 造 業	205	203	231	28	13.8	10.1	0	0	0	0
	繊維・繊維製品製造業	3	1	6	5	500.0	0.3	0	0	0	0
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	15	20	33	13	65.0	1.4	0	0	0	0
	家具・装備品製造業	7	6	7	1	16.7	0.3	0	0	1	1
	パルプ・紙・紙加工品製造、 印刷製本業	12	8	20	12	150.0	0.9	0	0	0	0
	化 学 工 業	34	25	28	3	12.0	1.2	0	0	0	0
	窯業・土石製品製造業	15	20	22	2	10.0	1.0	0	0	1	1
	鉄鋼・非鉄金属製造業	10	18	13	5	27.8	0.6	0	0	1	1
	金 属 製 品 製 造 業	71	53	93	40	75.5	4.1	1	0	0	0
	一般機械器具製造業	35	47	63	16	34.0	2.7	0	0	0	0
	電気機械器具製造業	40	47	67	20	42.6	2.9	0	0	0	0
	輸送用機械器具製造業	20	27	28	1	3.7	1.2	1	0	0	0
	電気・ガス・水道業	3	4	5	1	25.0	0.2	0	0	0	0
	その他の製造業	32	26	22	4	15.4	1.0	2	1	0	1
	小 計	502	505	638	133	26.3	27.8	4	1	3	2
鋳 業	7	8	8	0	0.0	0.3	0	0	0	0	
建 設 業	土 木 工 事 業	87	102	103	1	1.0	4.5	1	4	2	2
	建 築 工 事 業	145	128	153	25	19.5	6.7	1	2	3	1
	内数(木造家屋建築工事業)	43	42	57	15	35.7	2.5	0	0	1	1
	その他の建設業	36	51	40	11	21.6	1.7	0	1	3	2
小 計	268	281	296	15	5.3	12.9	2	7	8	1	
運 輸 ・ 貨 物 取 扱 業	陸上貨物運送事業	153	195	195	0	0.0	8.5	0	4	2	2
	内数(道路貨物運送業)	151	191	192	1	0.5	8.4	0	4	2	2
	その他の運輸・貨物取扱業	63	52	40	12	23.1	1.7	2	0	0	0
	小 計	216	247	235	12	4.9	10.2	2	4	2	2
林 業	48	47	34	13	27.7	1.5	1	0	1	1	
農 業 ・ 畜 産 業 ・ 水 産 業	50	47	48	1	2.1	2.1	2	1	0	1	
そ の 他 の 業 種	小 売 業	291	256	299	43	16.8	13.0	3	0	0	0
	社 会 福 祉 施 設	187	212	201	11	5.2	8.8	1	0	0	0
	旅 館 業	43	60	69	9	15.0	3.0	0	1	1	0
	飲 食 店	56	51	55	4	7.8	2.4	0	0	0	0
	ゴルフ場の事業	15	15	15	0	0.0	0.7	1	1	0	1
	ビルメンテナンス業	37	50	71	21	42.0	3.1	0	0	1	1
	警 備 業	15	19	24	5	26.3	1.0	0	0	0	0
	そ の 他	303	334	301	33	9.9	13.1	0	0	5	5
	小 計	947	997	1,035	38	3.8	45.1	5	2	7	5
合 計	2,038	2,132	2,294	162	7.6	100.0	16	15	21	6	

新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。なお、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを含めた令和4年の合計は5,129人、令和3年は2,338人、令和2年は2,063人。

## 令和4年における死亡災害事例

整理番号	発生日	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
1	1月	河川土木工事業	転倒 掘削用機械	工事中仮設道路を開設するため、約20度の傾斜地上でクレーン機能付きドラグ・ショベル(転倒時保護構造あり)(以下「重機」)を運転して、クレーンモードに切り替えずに鋼板を敷設していたところ、重機がバランスを崩し傾いたため、シートベルト未着用の被災者は運転席から飛び降りたが、横転した重機の下敷きとなった。
2	1月	旅館業	崩壊、倒壊 その他の環境等	建物屋根の雨水、雪解け水を排水するための水路にできた氷柱(長さ約3～4m。以下「つらら」という。)をハンマーで叩いて撤去していたところ、崩れたつららの下敷きとなった。
3	2月	その他の卸売業	飛来、落下 その他の環境等	工場屋根に積もった雪が垂れ下がって、大きな雪庇(せっぴ)ができ、建築物の一部を損壊するおそれがあったため、被災者は、雪庇を落とす準備作業を行っていたところ、雪庇が落下し、その下敷きになった。
4	2月	河川土木工事業	激突され 掘削用機械	法面ブロック積の業務において、被災者は、砕石の裏込めを行うドラグ・ショベル(以下「重機」)の可動範囲内にも入りながら、手工具等による砕石の締固め作業に従事していたところ、重機運転者が立ち上がって施工状況を確認し再度運転席へ座る際に着衣が操作レバーに引っ掛かり、意図せず重機が旋回し、バケットに激突された。
5	2月	電気通信工事業	激突され 立木等	斜面で支障木(樹高:約20m、アカマツ)にチェーンソーで受け口(地上1m強)と追い口を入れ、同樹木の高さ約9mに取り付けたワイヤーロープをチルホールで巻き取って伐倒したところ、伐倒木の根元部が地面に当たった際に跳ね上がり、伐倒木から見て斜面下方の近くで作業を監視していた被災者に激突した。
6	3月	建築設備工事業	墜落、転落 掘削用機械	被災者は、土捨て場に土砂を運搬し、土砂を法肩付近から斜面下方に落として整地する作業に従事していた(法肩位置は順次前進)。被災当日、単独で小型車両系建設機械(ドラグ・ショベル、転倒時保護構造なし)を法肩の傍で走行させていた際、片側の履帯が斜面(傾斜角約40度)にはみ出し、同機とともに高さにして約4メートル転落し、同機の下敷きとなった。
7	4月	一般貨物自動車運送業	交通事故(道路) トラック	カーブが連続する道路において、10tダンプトラックを運転していた被災者が、対向のダンプトラックとすれ違う際に接触し、そのまま対向車線のガードレールを突き破り、路肩から約30メートル転落した。
8	4月	機械器具設置工事業	はさまれ、巻き込まれ クレーン	天井走行クレーンのクレーンガーダ上で作業員3名が点検作業中、直接視認できない位置の運転士が声掛けした後、当該クレーンを走行させたところ、作業員3名のうち歩道端部に立っていた被災者が、張り出した建物梁と歩道の手すりとの間にはさまれた。点検作業に係る安全確認の合図方法等は明確に定めていなかった。

## 令和4年における死亡災害事例

整理番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
9	6月	産業廃棄物処理業	崩壊、倒壊 金属材料	大型の機械設備を解体するため、エアープラズマ切断機を用いて溶断作業を行っていたところ、溶断していた機械設備の一部(鋼板)が倒れ、その下敷きになった。やらずの設置やチェーンブロックの使用など、切断に伴う機械設備の倒壊防止措置は講じられていなかった。
10	6月	金属製家具製造業	墜落、転落 建築物、構築物	事業場敷地内の幅数mの緑地帯(擁壁上部)において刈払い機を用いて草刈り作業中、3mを超える高さの擁壁上から墜落した。緑地より内側に柵はあったが、外側(擁壁上端部)に柵は無かった。また、保護帽や墜落制止用器具の着用など、墜落による危険防止措置は講じられていなかった。
11	7月	その他の卸売業	高温・低温の物との接触 高温・低温環境	顧客企業の農業用ハウス内において14時頃から被災者一人で自動カーテンのワイヤー交換作業を行っていたところ、意識を失い倒れた。 17時頃に顧客関係者に発見され、救急搬送されたが、熱中症疑いで死亡が確認された。
12	7月	その他の卸売業	墜落、転落 トラック	買付先の作業員がフォークリフトにより、4tトラックの鳥居部と荷台後方の架台とに渡す形で積載した竹の束の上に、長さ約8mの竹の束(重さ約50kg)を重ねて置こうとしたが、そこから滑り落ち、側面のあおり上にいた被災者に激突。被災者は転落し、あおり上端より約1m低位のコンクリートブロックに後頭部を打った。保護帽は未着用。
13	7月	木造家屋建築工事業	墜落、転落 屋根、はり、もや、けた、合掌	木造2階建て住宅の建方作業において、1階梁上(2階床面)で作業を行っていたところ、梁の間にかけて渡され、固定がされていない足場板のはねだした部分に乗ったことで、体勢を崩し、足場板とともに約3mに墜落した。保護帽は着用していたものの、防網や親綱の設置、墜落制止用器具の着用・使用などの墜落による危険防止措置は講じられていなかった。
14	9月	木材伐出業	激突され 立木等	チェーンソーを用いて、偏心した広葉樹(胸高及び伐根直径約40cm、樹高約25m、樹種:ナラ)を伐倒していたところ、追い口切りの途中で幹が縦に裂け上がり、裂けた樹木が被災者に激突した。
15	10月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	墜落、転落 建築物、構築物	鉄筋コンクリート造3階建て建築物の解体工事中、屋根裏フロアにおいて、フレキシブルコンテナバッグ(以下「フレコン」)に詰めた建築廃材を地上に下ろすため、建築物端部に脚立を渡しスロープを作り、2名でその上を移動させ建築物端部からフレコンを投下していたところ、うち1名がフレコンや脚立とともに墜落し、高さ約10m下の地面に激突した。
16	10月	鋳物業	崩壊、倒壊 荷姿の物	被災者は、床面に置いた金属製コンテナの中を確認していたところ、すぐ脇の3段に積み重ねられていた金属製コンテナ(3段の積み上げ高さ:3m弱)が倒壊(最上段のコンテナ重量:1t強)し、被災者に激突した(保護帽は破砕)。

## 令和4年における死亡災害事例

整理 番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
17	10月	セメント・同製 品製造業	はさまれ、巻 き込まれ  その他の一 般動力機械	被災者は、コンクリート製品を製造する大型の加圧成型機の中に身体を入れていたところ、可動部が下降してきて頭部をはさまれた。可動域の外側には、可動域に身体を入れると可動部が停止する安全装置(光線式停止装置)が設置されていた。
18	10月	一般貨物自動 車運送業	墜落、転落  掘削用機械	被災者は、大型トラックで運搬したドラグ・ショベル(転倒時保護構造のもの、以下「重機」)を荷台から降ろすため荷台を傾斜・接地させた後、重機の運転席に乗り、折り畳まれたアームを上方に伸ばしたところ、重機が下方に滑り落ち、大型トラック近くの法面から重機とともに谷底まで転落した。シートベルトは未使用。
19	10月	ビルメンテナ ンス業	転倒  通路	日没後、事務所入り口から屋外に出て、駐車場に向かう途中で転倒し、約1メートル低位の隣の敷地のアスファルトに倒れて頭部を強打した。転倒箇所付近は明かりがなく、何かにつまづいた。
20	11月	産業廃棄物処 理業	交通事故(道 路)  トラック	自動車道において車両3台が絡む事故が発生し、さらに被災者の運転するタンクローリーがその最後尾の大型トラックに追突した。
21	11月	電気通信工事 業	飛来、落下  クレーン	被災者は、2.85tジブクレーンの解体業務において、ハンマーを用いてジブ同士を連結・固定している金属ピンの取り外し作業を行っていたところ、ピンが外れた瞬間にジブが落下し、ジブ下部にいた被災者は、頭部をジブと作業床の間に挟まれた。